

## 第 15 号議案

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年豊後大野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第36条」に、「第34条」を「第37条」に、「第35条」を「第38条・第39条」に改める。

第4条第5項中「行わなければ」を「行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条を第39条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第38条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第37条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するもの並びに規則で定める書面を除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人

の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

第34条中「第29条第6項」を「第31条第6項」に、「第34条」を「第37条」に改め、第4章中同条を第37条とする。

第3章中第33条を第36条とし、第32条を第35条とし、第31条を第34条とし、第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第29条を第31条とし、第26条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条を第27条とし、第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅介護支援基準条例」という。）第4条第5項及び第33条（新居宅介護支援基準条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない。」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援基準条例第23条（新指定地指定居宅介護支援基準条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定地指定居宅介護支援基準条例第23条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援基準条例第26条（新指定居宅介護支援基準条例第37条において準用する場合を含む。）の適用については、新指定地指定居宅介護支援基準条例第26条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。